

*特例転出とは、転入先の住所地に転出証明書を提出せずに転入できる手続です。詳しくは、用紙右下□内を参照ください。 *申請者のうち、2は15歳未満のみが転出する場合です。3の場合は疎明資料が必要です。

太枠の中をいれに記入または○をして下さい。（虚偽の届出は法律で罰せられます）

届出日 年月日 異動日 (Date of move) 新住所に住み始めた日または引越し予定日 令和 年月日	令和 年月日 ★用紙右下 内を確認し、どちらかに ○をしてください。 (1) 転出 (2) 特例転出 ※	届出の種類		申請者 氏名 (Name) 署名(手書き)をお願いします。 ※3の場合のみ住所も記入してください。() 電話 (Tel)	1.本人 2.世帯主(員) 3.法定代理人()		本人確認欄(職員記入欄) 免・バ・住個カ・障・在特 () 保・年・介・社学・カ通・住カA () 保・年・介・社学・カ通・住カB ()								
		国内 ・ 海外	世帯全部 ・ 世帯一部 (世帯主変更 有・無)		*アパート・マンション名および部屋番号までご記入下さい		*アパート・マンション名および部屋番号までご記入下さい。海外の場合は国名のみ記入してください。								
旧住所 (Former address)	東京都 国分寺市				フリガナ 旧世帯主 (The head of household)										
新住所 (Current address)	都道府県				フリガナ 新世帯主 (The head of household)										
本籍	都道府県				フリガナ 筆頭者										
転出した人 (する人)	フリガナ 氏名 (Full name)	生年月日	性別 男 女	続柄 明大昭平令 年月日	学校 小 中	国保 有 無	退 本 扶	後医 有 無	介護 有 無	国民年金 有 無	児手乳医 有 無	印鑑	住個 有 無	署電 有 無	受付 審査 入力 照合 印鑑 附票 電算
	1														
	2														
	3														
	4														
	5														

世帯主変更による続柄修正 *世帯主が転出して残る人がいる場合のみ記載			
残る人の氏名		旧	新
*1には新たに世帯主になる人をご記入ください			世帯主
1			
2			
3			
4			

*本人確認書類(申請者のものが必要です)

運転免許証・旅券(パスポート)・個人番号カードなどの官公署発行の顔写真付きのものいずれか1点のコピー。それらをお持ちでない場合は、資格確認書・年金手帳・クレジットカード・銀行のカードまたは通帳など2点以上のコピー。※全て有効期限内で、住所記載面があるものはその部分も含めてコピー。※通知カード不可

※必ず原本をコピーしてください。原本を撮影した画像をプリントアウトしたもののは認められません。

★郵送による転出の手続きについては(1)通常の転出と(2)特例転出があります。

転出する人の中に、個人番号カードを持っている人がいる場合は、「(2)特例転出」となります。※特例転出とは、転入先の住所地に転出証明書を提出せずに転入できる手続です。ただし、実際に新住所に住み始めた日から14日以上経過している場合等で個人番号カードの継続利用が出来なくなっている場合や個人番号カードのパスワードを忘れた場合は「(1)転出」で手続をお願いします。

(1)転出…転出証明書を送付いたします(海外転出を除く)。

【必要なもの】①この届出書、②返信用封筒(宛名と旧住所または新住所を送付先として記載の上、返信用の切手*を貼つたもの。海外の場合は不要。)、③本人確認書類(左下参照)のコピー を送付してください。*110円(速達は410円)

(2)特例転出…転出処理終了後、市民課より電話連絡させていただきます。転入先市町村役場に個人番号カードを持参して転入手続を行ってください。

【必要なもの】①この届出書、②本人確認書類(左下参照)のコピー を送付してください。

転入手続は実際に住み始めた日から14日以内、またはこの届出書の異動日欄に記載の引越し予定日から30日以内のいずれか早い日にち以内に行なってください。その日を超えると個人番号カードは無効となり継続利用が出来なくなりますので、あらたに(1)の方法で再申請し、転出証明書の交付を受けていただくことになります。

※特例転出についてはその他条件があります。その他ご不明な点がありましたら、市民課庶務係までお問い合わせください。